

## 音楽特化型放課後等デイサービス うめっこリズム虐待防止マニュアル

### (目的)

#### 第1条

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、社会福祉法人梅花福祉会が運営する放課後等デイサービス 音楽特化型放課後等デイサービス うめっこリズム（以下「施設」という）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

### (虐待の定義)

#### 第2条

「虐待」とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
- (2) 児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の職員としての監護を著しく怠ること
- (4) 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### (虐待防止対応責任者)

#### 第3条

- 1 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
- 2 虐待防止対応責任者は、社会福祉法人 梅花福祉会理事長が任命したものとする。

### (虐待防止受付担当者)

#### 第4条

- 1 児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付 担当者を置く。
- 2 虐待防止受付担当者は、管理者が兼任する。

### (虐待報告等の受付)

#### 第5条

- 1 虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在のときには、他のすべての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに 虐待防止受付担当者へ近状を報告すること
- 2 虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付、経過記

録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

(虐待の未然防止)

#### 第6条

1 虐待防止のために虐待防止委員会を設置する。

2 委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長 社会福祉法人 梅花福祉会 理事長

委員 音楽特化型放課後等デイサービス うめっこリズム

管理者・児童発達支援管理責任者

運動学習特化型放課後等デイサービス うめっこスポーツ

管理者・児童発達支援管理責任者

幼保連携型認定こども園 コウガの森・梅花 園長

3 職員に対する研修を年1回以上行うこととする。

(虐待への対応)

#### 第7条

1 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたとき、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに虐待の通報を行う。

2 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及びに原因を調査し、社会福祉法人 梅花福祉会理事長に報告を行い、必要な改善策を検討する。

3 虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければついて説明しなければならない。

(虐待を受けた児童や家族への対応)

#### 第7条

1 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。

2 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心できる環境づくりを行う。

3 虐待防止責任者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置)

#### 第8条

- 1 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童等とも協議の場を設ける。童等とも協議の場を設ける。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待防止のための措置)

#### 第9条

- 1 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るために、定期的に職員研修を実施する。
- 2 虐待防止対応責任者虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、パンフレットに記載し、周知する。に記載し、周知する。

(虐待対応の記録・報告)

#### 第10条

- 1 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について随時または一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

#### 附則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和3年8月1日に改正・施行する。

このマニュアルは、令和5年4月1日に改正・施行する。